

# 転入・転出などの届出は忘れずに！

住民係

3月、4月は入学・就職の季節です。立科町に転入されたとき、町外へ転出されるとき等、住所に変更があった場合は、すみやかに届出をしてください。

届出者は原則として異動者本人ですが、世帯主が代わりに届出をすることもできます。世帯主でない代理人が届出する場合は、ご本人からの委任状が必要となります。手続きの際、**窓口に来られた方の本人確認**をさせていただきます。**運転免許証、パスポート等のご提示**をお願いいたします。

種類		届出期間	届出に必要なもの
転入届	町内に住所を移した時	転入してから14日以内	<ul style="list-style-type: none"> <li>・印鑑</li> <li>・転出証明書（前住所地で発行されたもの）</li> </ul> ☆運転免許証などの本人確認できる書類
転出届	町外へ住所を移す時	転出する前に	<ul style="list-style-type: none"> <li>・印鑑</li> <li>・印鑑登録証（登録者）</li> <li>・国民健康保険証（加入者）</li> <li>・後期高齢者医療被保険証（該当者）</li> <li>・介護保険証（該当者）</li> <li>・福祉医療受給者証（該当者）</li> <li>・住基カード（該当者）</li> </ul> ☆運転免許証などの本人確認できる書類
転居届	町内で住所を変更した時	転居してから14日以内	<ul style="list-style-type: none"> <li>・印鑑</li> <li>・国民健康保険証（加入者）</li> <li>・後期高齢者医療被保険証（該当者）</li> <li>・介護保険証（該当者）</li> <li>・福祉医療受給者証（該当者）</li> <li>・住基カード（該当者）</li> </ul> ☆運転免許証などの本人確認できる書類

役場では毎週月曜日（当日が休日の場合は翌日）に時間外の窓口業務を、午後7時まで実施していますのでご利用ください。

●お問い合わせ先 町民課住民係

## 佐久広域連合火葬場使用料・霊柩車使用料

住民係

### 改定のお知らせ

平成26年4月1日から佐久広域連合火葬場（高峰苑・豊里苑）使用料及び霊柩車使用料が次のとおり改定となります。

			改定前	改定後
火葬場	大人（1体）	満12歳以上	11,000円	11,300円
	子供（1体）	満12歳未満	9,000円	9,200円
	その他（死産等）		5,500円	5,600円
霊柩車	普通車 1回	片道	11,500円	11,800円
		往復	16,500円	16,900円

※ 小諸市、佐久市、北佐久郡、南佐久郡に住民票がある場合の料金です。

※ 霊柩車の特別車（宮型車等）を使用する場合の差額料金は、直接霊柩業者への支払いとなります。